

2020年4月15日

福岡県知事

小川 洋 様

福岡県地域人権運動連合会
会長 川口 學

新型コロナウイルス感染防止対策の緊急申し入れ

福岡県は4月7日、政府から緊急事態宣言対象自治体に指定されました。県は4月13日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、緊急事態宣言に伴う休業要請を5月6日まで実施することをきめました。休業要請の対象となる事業所数は1万2000件を超すと見込まれていますが、福岡県は厳しい財政状況を理由に、事業者への補償について否定的です。

私たち福岡県地域人権運動連合会は、日本国憲法の人権条項を地域社会で開かせることを目的として、県民の命と暮らし、思想・信条の自由と恒久平和、一切の差別反対の運動を進めているものです。

今回の新型コロナウイルス禍問題で感染拡大を防ぎ、県民の命と健康、暮らしと営業、子どもと教育を守る立場で、県内各所で医療機関、事業者、労働者の実態調査を行い、待ったなしの緊急施策をまとめ、県当局に緊急に申し入れるものです。

以下の内容について、速やかに実施することを求めます。

I、相談体制の強化と休業補償について

- 1、すみやかに県民、事業者の相談に対応できるように、福岡県が所管している相談窓口の体制を抜本的に強化すること。
- 2、国や市町村に対し、相談、申請の受付窓口について万全の体制をとるよう要請すること。
- 3、国や市町村と連携して休業要請の対象となる事業所はもとより感染予防の観点から、自主的に休業する零細の事業所、飲食業者、個人経営の店舗への補償を行うこと。

II、県民の医療・健康を守る体制について

1、PCR検査体制

- ① 発熱など不安な県民や、医師が診察しPCR検査が必要と判断しても、帰国者・接触者相談センター（保健所）でその是非が判断され、帰国者・接触者外来で必要とされた場合のみ、保健環境研究所で検査するシステムとなっています。感染拡大を防止するために、基本的に医師が必要と判断した場合、帰国者・接触者相談センターを経由せずに検査がおこなえるよう改善すること。
- ② PCR検査を、市町村の協力病院でも行えるよう、検査機器の確保、検査指導など、必要な措置を講じて、実施すること。
- ③ 保健所、保健環境研究所への十分な人員を配置し、感染防止対策を強化すること。
- ④ PCR検査と合わせて、抗体検査を行うこと。

2、医療体制について

- ① 医療機関での感染が広がっている状況を踏まえ、体制の抜本的改善をはかること。
- ② 感染外来機関の拡大、発熱・味覚・嗅覚障害外来、ドライブスルー外来の設置（濃厚接触者含む）を行うこと。
- ③ 県内の発熱外来設置医療機関では、防護服がなくレインコートの代用でしのいでいるなど感染防止資材の不足が深刻となっており、その解消に向けて防護服、医療用マスク、ゴーグル、人工呼吸器、消毒剤などの供給を急ぐよう、国や関係機関にメーカーなどへの働きかけを要請すること。
- ④ コロナ対策による空床確保に対する国の支援金は、国と自治体で16,000円（折半）であり、現実の日当経費からかけ離れており、調整・改善を要請すること。
- ⑤ 医療従事者も含め、「心の健康相談」体制を強化すること。

3、介護、保育所、学童保育などの感染対策の強化

国は密閉、密集、密接の「3密」の禁止を国民に求めているが介護施設、保育所、学童保育施設では、常時、密接、密集状態にあることから、加えて不足しているマスク、消毒剤、ペーパータオル、トイレトペーパーなどの確保、充足にむけて国や関係機関にメーカーなどへの働きかけを要請すること。

4、外出を余儀なくされる県民・市民のため、駅など交通機関の体温計設置を行うこと。

Ⅲ、暮らし・経済対策について

売り上げがゼロ、8割減など、甚大な影響をうけ、事業活動の継続が困難になっている全ての事業所や、労働者に対し、手厚い措置を講じること。

1、事業者の経営支援

- ① 事業者への自粛要請は、補償とセットで行うよう国への要請と共に、本県独自の補償（協力金）を行うこと。
- ② 家賃、従業員の給与、リース料など、固定経費の補填を行うこと。
- ③ 当面、一律100万円～200万円の支給を行うこと。
- ④ 特別貸付制度は、手続きが煩雑で融資まで時間がかかり過ぎており、改善すること。

2、労働者の暮らし応援

- ① 雇用調整助成金への補助率を最大10割にし、手続きの簡素化を国に要請すること。
- ② 雇用保険の対象とならないフリーランスなどへの、所得補償制度を国に要請すること。
- ③ 収入減少世帯への国の施策は、世帯主の収入が対象で金額も内容も不十分であり、パート、アルバイトなど非正規雇用者の収入減対策と合わせ、改善を国に要請すること。
- ④ 緊急に全ての県民に一律10万円の給付金を国に要請し、本県独自の給付金を先行して実施すること。
- ⑤ 労働基準法26条は、自宅待機は平均賃金の6割の休業手当を求めており、必要な指導を行うこと。
※参考：イギリスでは、労働者、自営業者、フリーランスに所得の8割を補償。ドイツでは、10人未満の小規模事業所に180万円、個人事業主フリーランスに108万円を一括支給。
※参考：国内自治体でも、独自支給制度を実施。（別紙）。臨時交付金（1兆円）の活用。

3、文化・芸術関係団体、フリーランス支援

- ① 中止、延期で生じた損害の補償、会場使用料の減免措置を講じること。

IV、教育・子どもの対策について

1、学校教育

- ① 学校の再開については、科学的見地を踏まえた合理的な目安で行うこと。また、学校再開に当たり、子どもたちの心身のケアを大切にし、遅れを取り戻す学習ではなく、個々の実情に即した計画にすること
- ② 学力テストは中止すること
- ③ 「三密」の回避ができる環境を整え、感染症防止対策に万全を期すこと
- ④ 休校による保護者の収入減を補償すること

2、学童保育など、関連事業への対策に万全を期すこと

3、国の措置による、授業料・入学料の減免、給付型奨学金の支給を周知し、各学校へも徹底すること

4、内定取り消しに対する相談窓口を設置し、是正させること

V、各種保険制度の改善について

県下の市町村と連携し①国民健康保険料の減免②後期高齢者医療制度の国の特別調整交付金による令和元年度、2年度保険料の減免を速やかに実施し、傷病手当を創設するための条例改正を行うこと③介護保険は感染者や家族をはじめ、感染拡大の影響により廃業、失職や賃金の減少などで保険料納付が困難となった県民について、その事情を十分に勘案し、国の通知による負担軽減に加え、本県独自の負担軽減をはかること。

以上のことを県下市町村と連携し、次善策を講じることを申し入れます。